

事務連絡
令和6年7月5日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校主管課

御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

強度行動障害を有する児童生徒への支援の充実について（周知）

この度、こども家庭庁及び厚生労働省の連名により、各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市の障害保健福祉・児童福祉主管部（局）に宛てて、別添通知「強度行動障害を有する児者への地域の支援体制整備の促進について」が発出されました。本通知はこども家庭庁及び厚生労働省における各種支援施策を踏まえ、各自治体の福祉主管部局に対し、強度行動障害を有する児者への地域の支援体制の整備に向けた留意点を取りまとめて周知するとともに、支援体制の整備促進を依頼したものです。

別添通知では、学校教育に関わる内容として、「4. こども期からの予防的支援（障害児支援における体制整備と教育等との連携）（3）特別支援学校等との連携の強化」の項目において、

- ・ 強度行動障害の状態の誘発や悪化を防ぐ上では、福祉と教育が障害特性に応じて共通の理解に基づき連携して一貫した支援を行うこと等が重要であること。
- ・ 個別の教育支援計画の作成・活用を通じ、学校と関係機関等の連携を進める必要があること。
- ・ 令和5年4月より、都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の受講対象者に、特別支援学校教員等が含まれていること。

等が記載されています（別添通知13～14ページ参照）。

強度行動障害を有する児童生徒への支援に関しては、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）」においても、教育と福祉の連携によって研修機会を設けること等が提言されています。

ついては、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、各国立大学法人事務局におかれては附属学校に対し、本件について周知いただくとともに、強度行動障害を有する児童生徒に対し、教育と福祉の連携による必要な支援が適切に行われるよう、必要な対応を講じていただくようお願いします。

なお、本件については、学校の負担軽減の観点からも、所管又は所轄の学校等のうち、各特別支援学校及び強度行動障害を有する児童生徒が在籍している等、必要と判断される学校に対して周知いただくようお願いします。

別添 令和6年6月27日付けこ支障第162号、障障発0627第1号こども家庭庁支援局障害児支援課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害を有する児者への地域の支援体制整備の促進について」

(参考資料)

(1) 強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書



〈令和5年3月30日付け〉

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32365.html

(2) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要



〈令和6年4月1日付けこども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡〉

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

(3) 地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について



〈令和6年4月25日付けこ支障第125号、6初特支第2号、障障発0425第1号こども家庭庁支援局障害児支援課長、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知〉

https://www.mext.go.jp/content/20240522-mext-tokubetu01-100002896_01.pdf

「強度行動障害」について

『○ 強度行動障害とは、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」である。

○ 強度行動障害にはさまざまな状態像が含まれているが、強い自傷や他害、破壊などの激しい行動を示すのは重度・最重度の知的障害を伴う自閉スペクトラム症の方が多く、自閉スペクトラム症と強度行動障害は関連性が高いと言われている。

自閉スペクトラム症は発達早期に存在する脳機能の違いであり、社会性の特性、コミュニケーションの特性、想像力の特性、感覚の特性等の特徴が見られる。こうした脳機能の違いに由来する特性に合わせた関わりや環境がないことで、日々の生活に強いストレスを感じることや、見通しが持てずに強い不安を感じる状態が続くことが要因となり、強度行動障害の状態になりやすい。』

(厚生労働省「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書(令和5年3月30日)」より)

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）」抜粋

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

2. 在学中の連携

○ さらに、切れ目ない支援の充実に向けて、教育と福祉などの関係機関の職員が、相互に研修を受講する機会を設けるなどの連携が考えられる。

例えば、強度行動障害と判定される児童生徒の支援については、障害の特性に応じた専門性や経験が必要であることも踏まえ、強度行動障害のある児童生徒に対して適切に対応することができるよう、教育と福祉が連携して、各都道府県の障害福祉担当部署が開催する強度行動障害支援者養成研修等の専門的な研修を、特別支援学校の教師等が障害福祉サービス事業所職員とともに受講する機会を設けたりすることが期待される。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課支援総括係

TEL：03-5253-4111（内線 3254）